

# 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則

〔平成22年6月7日  
規則第3号〕

## (目的)

第1条 この規則は、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「法」という。）、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成22年政令第75号）及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第51号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、沖縄県後期高齢者医療広域連合の職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (事務の総括)

第2条 広域連合長は、子ども手当の認定及び支給に関する事務を総括するものとする。

## (認定請求書の処理)

第3条 広域連合長は、省令第1条の子ども手当認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には子ども手当認定通知書を、受給資格がないと認めた場合には子ども手当認定請求却下通知書を、第1号様式を用いて、請求者に通知するものとする。

## (額改定認定請求書の処理)

第4条 広域連合長は、省令第2条の子ども手当額改定認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めた場合には子ども手当額改定通知書を、手当額を改定しないものと認めた場合には子ども手当額改定請求却下通知書を、第2号様式を用いて、請求者に通知するものとする。

## (額改定届の処理及び職権に基づく改定)

第5条 広域連合長は、省令第3条の子ども手当額改定届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には第2号様式を用いて、子ども手当額改定通知書を当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めた場合は当該届出書を届出者に返送するものとする。

2 広域連合長は、省令第3条の子ども手当額改定届の提出がない場合であっても、公簿等によって手当額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、第2号様式を用いて、子ども手当額改定通知書を、当該手当を受けている者（以下「受給者」という。）に通知するものとする。

## (受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅)

第6条 広域連合長は、省令第7条の子ども手当受給事由消滅届の提出を受けたときは、第3号様式による子ども手当受給事由消滅通知書を、当該受給者に通知するものとする。

2 広域連合長は、省令第7条の子ども手当受給事由消滅届の提出がない場合であっても、公簿等によって子ども手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に

基づいて当該手当の認定を取り消し、第3号様式による子ども手当受給事由消滅通知書を、当該受給者に通知するものとする。

(現況届の処理)

第7条 広域連合長は、省令第4条の子ども手当現況届の提出を受けたときは、当該届出書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届出書をもって当該手当の認定を取り消し、第3号様式による子ども手当受給事由消滅通知書を、当該受給者に通知するものとする。

(未支払請求書の処理)

第8条 広域連合長は、省令第9条の未支払子ども手当請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、未支払の子ども手当を支給するものと決定した場合は未支払子ども手当支給決定通知書を、請求を却下するものと認めた場合には未支払子ども手当請求却下通知書を、第4号様式を用いて、請求者に通知するものとする。

(支払日)

第9条 法第7条第4項に規定する子ども手当の支払は、毎年支払期月（2月、6月、10月）の給与の支払日に口座振替により支払うものとする。ただし、その日が沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成19年条例12号）に規定する休日に当たるとき、若しくは広域連合長が特に別の事情があると認めた場合は、支払日を変更することができる。

(支払の一時差止等)

第10条 広域連合長は、法第9条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給しないとしたとき若しくは法第10条の規定により子ども手当の支払を一時差し止めることとしたときは、第5号様式により受給者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。  
(法附則第3条に規定する経過措置に基づく認定の処理)
- 2 広域連合長は、法附則第3条の規定により、同法第6条第1項の規定による認定の請求があったとみなされる場合については、公募等により内容を審査し、受給資格があると認めた場合には子ども手当認定通知書を、受給資格がないと認めた場合には子ども手当認定請求却下通知書を、第1号様式を用いて、請求者に通知するものとする。

第1号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 印

子ども手当 認定 通知書  
認定請求却下

年 月 日付で請求のありました子ども手当については、  
下記のとおり認定 しましたので通知します。  
理由で請求を却下

なお、この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取り消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます。

記

認 定 に 関 す る 事 項	
1 算定の基礎となる子どもの数	_____人
2 手当月額	_____円
3 支給開始年月	年 月 から
4 支給開始とならなかった子どもの氏名及び理由 ( )	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ( )	
備 考	

様

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 印

子ども手当 額改定 通知書  
改定請求却下

子ども手当額の改定については 請求、届出 により、下記の通り 決定 しました  
ので通知します。 職 権 却 下

なお、この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取り消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます。

記

額 改 定 に 関 する 事 項	
1 改定後の基礎となる子どもの数	_____人
2 改定後の手当月額	_____円
3 改定年月	年 月 から
4 改定（増・減額）の理由 （ _____ ）	
認 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由 （ _____ ）	
備 考	

第3号様式（第6条、第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 印

子ども手当支給事由消滅通知書

下記の通り子ども手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取り消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます。

記

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

第4号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 印

未支払子ども手当 支給決定 通知書  
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払い子ども手当の支給については、  
下記の通り 支給することに決定 しましたので通知します。  
請求を却下

なお、この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取り消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます。

記

支払の内容	支払期間	年 月分 から 年 月分 まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

様式第5号（第10条関係）

第 年 月 日  
号

様

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 印

子ども手当支払差止通知書

下記のとおり子ども手当の支払いを差し止めましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取り消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます。

記

支払差止の内容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分 から 年 月分 まで